

石巻市総合運動公園陸上競技場測量地質調査業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用の範囲

本仕様書は、「石巻市総合運動公園陸上競技場測量地質調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

第3条 業務の目的

本業務は、石巻市総合運動公園陸上競技場に係る基本計画策定を行うために必要な測量調査及び地質調査を実施するものである。

業務の遂行に当たっては、本仕様書及び宮城県土木部発行の共通仕様書（建設関連業務）令和5年10月以降版に準拠するほか、宮城県公共測量作業規程、その他関係法令諸規格に準拠しなければならない。

第4条 提出書類

本業務の着手に当たり、受注者は契約締結後速やかに以下の書類提出し、発注者の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者通知書、業務経歴書
- (3) 業務費内訳書
- (4) 業務計画書

なお、業務計画書には以下の事項を記載し、提出すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務組織計画
- オ 打合せ計画
- カ 成果品の内容
- キ 使用する主な図書及び基準
- ク 連絡体制（緊急時を含む。）
- ケ 使用する主な機器
- コ その他

第5条 管理技術者等

管理技術者は、実務経験豊かな技術者とし、各作業工程が計画どおり遂行されるよう管理するものとする。

照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその効果

の確認を行うとともに、最終成果物の内容の技術上の照査を行うものとし、管理技術者と兼ねることができない。

本業務中に選任した管理技術者及び照査技術者をやむを得ず変更すべき事由が生じた場合は、速やかに連絡し、許可を得た上で管理技術者等変更届を提出するものとする。

第6条 再委託の禁止

受注者は、本業務を他の第三者に再委託又は請け負わせてはいけない。

なお、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、概要、再委託する内容等について、書面により本市の承諾を得ること。

第7条 資料の管理

受注者は、本業務において、貸与される資料等について、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却すること。

第2章 主な業務

第8条 測量調査

(1) 作業項目及び数量

ア 基準点測量

(ア) 4級基準点測量 : 52点

イ 現地測量

(イ) 現地測量 (S=1/500) : 0.103 k㎡

ウ 支障物調査

(ウ) 支障物調査 : 1業務

(2) 作業方法

ア 基準点測量

(ア) 4級基準点測量

後続作業である現地測量の基準となるものであり、選定位置に標杭を設置し観測を行う。

イ 現地測量

(イ) 現地測量 (S=1/500)

現地状況を把握するために、必要な範囲において500分の1平面図を作成する。

ウ 支障物調査

(ウ) 支障物調査

陸上競技場建設予定地内の支障物を調査し、インフラ設備等の移転の要否、不要構造物等撤去の要否を確認する。

第9条 地質調査（直接調査費分）

(1) 作業項目及び数量

ア 機械ボーリング

- (ア) 土質ボーリング(ホルコア φ66mm 粘土・シルト) : 375m
- (イ) 土質ボーリング(ホルコア φ66mm 砂・砂質土) : 42m
- (ウ) 岩盤ボーリング(φ66mm 軟岩) : 18m
- (エ) 土質ボーリング(φ66mm 粘土・シルト) : 147m
- (オ) 土質ボーリング(φ66mm 砂・砂質土) : 18m

イ サンプルリング

- (ア) シンウォールサンプルリング : 15 本
- (イ) デニソンサンプルリング : 6 本

ウ サウンディング及び原位置試験

- (ア) 標準貫入試験(粘土・シルト) : 375 回
- (イ) " (砂・砂質土) : 42 回
- (ウ) " (軟岩) : 18 回

エ 室内土質試験

- (ア) 土粒子の密度試験 : 24 試料
- (イ) 土の含水比試験 : 21 試料
- (ウ) 土の粒度試験(沈降分析) : 24 試料
- (エ) 土の液性限界試験 : 21 試料
- (オ) 土の塑性限界試験 : 21 試料
- (カ) 土の湿潤密度試験 : 21 試料
- (キ) 土の圧密試験 : 21 試料

オ 解析等調査

- (ア) 資料整理とりまとめ : 1 業務
- (イ) 断面図等の作成 : 1 業務

カ 仮設工

- (ア) 資機材運搬 : 2 日
- (イ) 調査孔閉塞 : 6 箇所
- (ウ) 平坦地足場 : 6 箇所

第10条 地質調査(解析等調査費分)

(1) 作業項目及び数量

ア 解析等調査(機械ボーリング)

- (ア) 既存資料の収集・現地調査 : 1 業務
- (イ) 資料とりまとめ : 1 業務
- (ウ) 断面図等の作成 : 1 業務
- (エ) 総合解析とりまとめ : 1 業務

第11条 打合せ等

(1) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間報告(測量調査:3回程度、地質調査:3回程度)、成果品納入時の合計8回程度とする。打合せは対面を基本とし、管理技術者は全て

の打合せに参加するものとする。

(2) その他協議

受注者は、打合せのほか電話やメールによる事務打ち合わせを含めて、その都度結果をとりまとめ、書面により報告するものとする。

第3章 成果品

第12条 成果品検査

受注者は、本業務の完了後本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

第13条 成果品の帰属

本業務において使用及び作成した資料又は成果品は、全て本市の帰属とし、受注者は本市に許可なく、他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。

成果品等の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受注者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。

第14条 成果品

- (1) 納入成果品は、共通仕様書によるものとし、提出部数は正副1部ずつとする。
- (2) 各種調書等は、A4判綴じを基本とし、目次をつけて一括綴りとする。
- (3) 各種原図は、受注者名および図面種類を記入し、適宜筒等に入れ提出すること。
- (4) 上記を電子データ（電子記録媒体に保存）に保存し、1部提出すること。

第15条 成果品提出先

石巻市市民生活部スポーツ振興課

第4章 法令順守等

第16条 法令順守

本業務を履行するに当たっては、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）をはじめとする各種関係法令、規則等を遵守すること。

第17条 暴力団等の排除について

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受注者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」と

- いう。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受注者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。
 - (5) 受注者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載))により建設工事等担当課長に報告すること。
 - (6) 受注者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
 - (7) 受注者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
 - (8) 市長は、受注者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

第18条 その他

- (1) 受注者は、石巻市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年石巻市条例第48号)等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務の反映に努めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、本市との協議を要するものとする。
- (4) 本仕様に示す各会議回数等については、現時点の予定であり、実際と異なる場合がある。
- (5) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して、一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を行わなければならない。
また、損害賠償の請求があつた場合には、受注者が自己の責任において、一切を処理するものとする。
- (6) 業務の履行に当たり、十分な知識を有する者を配置すること。適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (7) 業務終了後において、受注者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は、受注者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受注者が誠意をもって協議の上、決定するものとする。